

## 中津市ごみ集積ボックスの施設購入費補助金交付要綱

令和2年4月14日中津市告示第159号

## 中津市ごみ集積ボックスの施設購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 ごみ集積ボックスの施設購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、中津市補助金等交付規則（平成19年中津市規則第9号。以下「規則」という。）及び補助金等の交付手続に関する特例規則（平成18年中津市規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、市内の自治会、町内会その他の地域の団体が自主的にごみ集積ボックス（家庭から排出されるごみの集積のため設けられたものをいう。以下「施設」という。）を設置するために要する経費を市が補助することにより、街の美化及びごみ収集の効率化を図ることを目的とする。

(補助対象施設)

第3条 補助金の交付の対象となる施設は、次のいずれにも該当する施設とする。

- (1) ステンレス製又はそれに準ずる金属製、木製等であって、防錆、防食、防腐、防水等の処理を施した耐久性のある構造であること。
- (2) 施設の設置場所周辺の美観に配慮した外観であること。
- (3) ごみの搬出入のための開閉が容易にできる扉のある構造であること。
- (4) ごみの収集に支障がなく、鳥獣等の被害を防ぐ構造であること。

(補助対象団体)

第4条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 自治会、町内会その他の地域の団体であって、市内に存すると市長が認めるものであること。
- (2) ごみの集積所を同じくするおおむね10以上の世帯で構成されるものであること。ただし、おおむね5以上の世帯で構成され、次の条件のいずれかを満たし、

地域の実情その他やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

ア 3,000㎡未満の住宅分譲用地

イ 集積所が遠隔地にあり、利用することが困難であると市長が認める場合

ウ 路上収集していたところを集積ボックスに変更する場合

エ 現状のごみ集積ボックスが老朽化しており、利用に耐えない場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助対象団体としない。

(1) 専ら国若しくは地方公共団体又は事業所等の職員の住居に充てるための住宅、団地等に入居している世帯によって構成されている団体

(2) 過去10年間に2基分の補助金（中津市ごみ集積ボックスの施設購入費補助金交付要綱（平成21年中津市告示第74号）によるごみ集積ボックスの施設購入費補助金（以下「旧補助金」という。）を含む。）を受けたことがある団体（関係者の合意）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、施設の設置について団体を構成する世帯の合意及び施設を設置しようとする土地（以下「関係用地」という。）の地権者（管理者がいるときは、当該管理者を含む。）の同意を得なければならない。

（補助対象経費等）

第6条 市長は、補助対象団体が施設を購入するために必要な経費（消費税を含むものとし、関係用地の取得又は使用に係る経費及び施設の設置に伴う工事費を除く。以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助対象施設1基につき補助対象経費（その額が81,000円を超えるときは、81,000円とする。）の2分の1以内の額とする。

3 補助対象施設は、1団体につき2基までとする。ただし、過去10年間に1基分の補助金（旧補助金を含む。）を受けたことがある団体については、1基までとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象団体（以下「申請者」という。）

は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 施設の購入に係る見積書
- (2) 団体を構成する住民の合意書（様式第2号）
- (3) 関係用地の地権者及び管理者の同意書（様式第3号）
- (4) 団体を構成する住民の地域図（様式第4号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（交付の決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助対象経費の3割を超える額の経費の増減をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 施設の設置を中止しようとする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。  
（変更等の承認）

第9条 補助金の交付の決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、前条第2項各号のいずれかに掲げる場合においては、あらかじめ補助事業変更承認願（様式第6号）により市長の承認を受けなければならない。  
（交付の決定の変更等）

第10条 市長は、次のいずれかの場合において、補助金の交付の決定の内容を変更し、又はその決定の全部若しくは一部を取り消したときは、補助金交付決定変更（取消）通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

- (1) 前条の承認をした場合
- (2) 補助事業者が規則第14条第1項各号のいずれかに該当する場合  
（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書
- (2) 施設の設置が確認できる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容（第9条に基づく承認を受けたときは、当該承認を受けた内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第9号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき額が確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第10号）に補助金交付確定通知書の写しを添えて市長へ提出しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還及び規則第16条第1項に規定する加算金の納付を命ずるものとする。

2 前項の規定による補助金の返還及び加算金の納付は、当該補助金の返還を命ぜられた日から起算して10日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、規則第16条第2項に規定する延滞金を課する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和2年4月14日中津市告示第159号）

(施行期日等)

1 この告示は、公示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和5年3月28日中津市告示第95号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和8年3月26日中津市告示第82号）

この告示は、公示の日から施行する。